

令和 7 年 3 月 2 5 日 議決・専決

令和 7 年 4 月 1 日施行

令和 7 年 3 月 2 6 日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和 7 年佐用町条例第 1 5 号

佐用町空家等の適切な管理に関する条例

佐用町空家等の適切な管理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第15号

佐用町空家等の適切な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、町民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(当事者間における解決の原則)

第3条 空家等に関し生ずる問題は、当該問題の当事者間において解決を図ることを原則とする。

(町の責務)

第4条 町は、第1条の目的を達成するため、必要な施策を講じるものとする。

(町民等の協力)

第5条 町民等は、第1条の目的を達成するため、町が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(緊急安全措置)

第6条 町長は、空家等が人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫している場合において、当該空家等の所有者等が自ら当該危険な状態を解消することができないと認めるときは、当該危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 町長は、前項に規定する緊急安全措置を講じようとするときは、あらかじめ、当該空家等の所有者等の同意を得なければならない。ただし、過失がなく当該所有者等を確知することができないときは、この限りでない。

3 町長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、当該空家等の所有者等に対し、当該緊急安全措置に要した費用に相当する額の支払を請求するものとする。

(協議会)

第7条 法第8条第1項の規定に基づき、佐用町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 特定空家等の認定に関すること。
- (3) その他空家等に関する施策の推進に関すること。

3 前項に定める事項のほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、要綱で定める。

(関係機関への協力要請)

第8条 町長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関と連携を図るとともに、必要な協力を要請することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。